信認金及び取引参加者保証金制度等の一部見直しについて

平成 17 年 10 月 25 日
株式会社東京証券取引所

１．趣　旨

平成 18 年度からの施行が予定されている会社法において、組織再編に係る規制が見直され会社経営の機動性が増す一方で、ガバナンス強化による経営の健全性確保が一層求められる中、当取引所の取引参加者においても、金融コングロマリット化を目的とした持株会社制度への移行などの組織再編や外国証券会社の国内活動におけるコミットメント強化や経営責任の明確化を目的とした国内法人化などの動きが活発化することが見込まれます。

当取引所の取引参加者規程においては、取引参加者がこのような組織再編や国内法人化を行うときであって、その前後において証券会社としての実態に差異が生じない場合、または、現に取引参加者である証券会社が取引資格の種類の変更を行う場合であっても、制度上は取引資格の喪失及び取得に該当することから、既に預託している信認金及び取引参加者保証金（以下、「信認金等」といいます。）とは別に、資格取得に伴って新たに信認金等を預託しなければならず、既存の信認金等が返還されるまでの間[1]、重複して預託を求めることとなります。また、これらの場合に行う取引資格喪失及び取得に係る審査については、取引資格喪失申請者及び取得申請者となる同一の証券会社に対して、一体的に審査等を行っているにもかかわらず、資格審査料及び喪失に係る手続料[2]の納入を求めることとなるなど、取引参加者にとって財務的な負担となっています。

これらのことを受け、取引参加者の財務的負担の軽減を図るため、信認金等及び手続料に係る取扱いを見直すこととします。

２．改正概要

持株会社制度導入や外国証券会社の国内法人化等により、取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得するときであって、その前後で証券会社としての実態に差異がないと当取引所が認める場合[3]、または、現に取引参加者である証券会社が取引資格の種類の変更を行う場合における信認金等及び手続料の取扱いについては、以下のとおりとします。

（１）信認金等の取扱いの変更

取引資格喪失申請者が現に預託を行っている信認金等について、取引資格取得申請者が預託すべき信認金等に充当できることとします。

この場合における取引資格取得後の取引参加者保証金の所要額は、取引資格喪失申請者の同事業年度における所要額を引継ぐものとします。ただし、取引参加者の取引資格の範囲が拡大する場合[4]にあっては、現行のとおり取り扱うこととします。

（２）手続料の一本化

取引資格喪失に係る手続料の納入を要しないこととします。

３．実施時期

平成 17 年 12 月を目処とします。

以　上

---

[1] 信認金は資格喪失後 6 か月後、取引参加者保証金は同 2 か月後に返還されます。
[2] 資格審査料及び喪失に係る手続料は、ともに 105 万円（税込み）です。
[3] 承継する営業に係る資産等、証券業務の範囲、当取引所への注文執行体制、リスク管理等の社内管理体制等が同等であると当取引所が認める場合とします。
[4] 総合取引参加者以外の者が総合取引資格を取得する場合、または、取引資格を追加して取得する場合を指します。